

# 主任技術者専任の緩和措置手続きについて

## 1) 手続き

工事請負代金額が**4,500**万円（建築一式工事である場合は**9,000**万円）以上の工事の主任技術者を兼任とする場合は、契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に指定様式1「主任技術者の兼務承認申請書」に兼任する他の工事について記入のうえ提出してください。

## 2) 適用期間

この取扱いは、既に契約済みの工事案件及び令和**7**年**2**月**1**日から公告又は指名通知等を行う工事に適用する。

## 3) 配置技術者の届出に関する注意事項

- (1) 品質確保の観点から、既発注側の主任技術者の変更届出は原則認められない。
- (2) 主任技術者の専任緩和措置に関する判断は、双方の発注担当課が認めた案件が対象工事となる。このため、「現場代理人等届出書」及び「主任技術者の兼務承認申請書」を提出する前に、この制度が適用されるか発注担当課に確認し承認を得ること。

## 4) その他

- (1) 主任技術者の専任緩和措置の適用により、同一業者が現場の施工管理を一体的に行うが、近接工事扱いとはならないため経費調整は行わない。（近接工事の場合はこの限りではない。）
- (2) 提出された「現場代理人等届出書」及び「主任技術者の兼務承認申請書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 監理技術者の配置が必要となる工事にこの制度は適用されない。このため、建設業法を遵守しこの制度を活用すること。